

いせさき商品券取扱店募集要領

(目的)

第1 市は、地域の消費喚起を促し、地域内における取扱店の売上拡大による地域経済の活性化を図るため、平成29年度においてプレミアムの付いた「いせさき商品券（以下「商品券」という。）」を発行します。

(発行概要)

第2 商品券の発行概要は下記のとおりとします。

(1) 名 称	いせさき商品券
(2) 発行団体	伊勢崎市
(3) 販売総額	3億円
(4) プレミアム率	10%
(5) 発行総額	3億3,000万円
(6) 発行部数	3万冊（約10,000人分）
(7) 商品券の形態	1冊14枚綴り 11,000円分を10,000円で販売 【内訳】 一般商店専用券 1,000円券*3枚 500円券*6枚 大型店・一般商店併用券 1,000円券*5枚
(8) 店舗区分	一般商店 店舗面積が1,000㎡以下の小売店とその他の業種 大型店 店舗面積が1,000㎡を超える小売店
(9) 利用期間	平成29年7月29日から12月31日まで

(10) 応募方法	平成29年6月1日から6月30の間に往復はがきによる 事前受付（当日消印有効） 応募はがきは1人1通のみ有効 応募者超過の場合抽選
(11) 購入上限	1人3冊まで（上限30,000円）
(12) 対象者	応募開始時、伊勢崎市に住民登録されている個人

（取扱制限）

第3 商品券の取り扱いにおいては、下記の事項を厳守してください。

- (1) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- (2) 商品券を現金化することはできません。
- (3) 商品券の額面未満の利用の場合でも、釣銭は出ません。
- (4) 有効期限の過ぎた商品券は受け取らないでください。
- (5) 商品券の紛失及び盗難に対し、市はその責を負いません。

（利用範囲）

第4 下記の利用については商品券の利用対象になりません。

- (1) 国や地方公共団体等への支払い（税金、電気・ガス、水道料金等の公共料金）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (4) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に利用すること
- (5) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業への支払い
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (8) その他法令を違反する支払い

（参加資格）

第5 取扱店の参加資格は、市内に店舗、事業所等を有する事業者とし、次に掲げる事業者該当する者を除いたもので、市内の店舗等に限り商品券を使用できるもの

とします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 上記「第4」に記載された取引、商品のみを取扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

（取扱店の責務等）

第6 取扱店として登録された事業者は、次に掲げる事項を厳守してください。

- (1) 商品券の利用者がその有効期間中に商品券を持参したときは、商品券 額面分の商品の販売及びサービス等の提供を行ってください。
- (2) 取扱店であることが明確になるよう、市より配布される取扱店ポスター及びのぼり旗を商品券利用者の確認し易い場所に掲示してください。
- (3) 利用者の持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題がないか必ず確認をしてください。偽造防止対策のレインボーコート処理がない、色合いが明らかに異なるなど、商品券に偽造された痕跡が見受けられる場合、商品券の受け取りを拒否するとともに、伊勢崎市商工労働課まで報告してください。
- (4) 受け取った商品券は、他店での再使用を防止するため、速やかに裏面の所定欄に取扱店名を記入してください。既に取扱店名の記入がある場合は、受け取りを拒否してください。
- (5) 商品券の交換、売買及び再利用は行わないでください。有効期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (6) 市が本事業に関する調査等を行うときには、報告等の協力をしてください。
- (7) 商品券には「一般商店専用券」と「大型店・一般商店併用券」の2種類があります。「一般商店専用券」は大型店では利用できませんので、大型店は受け取らないでください。
- (8) 商品券の利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損

失は取扱店の責務とします。

(9) 群馬県暴力団排除条例（平成22年条例第51号）及び伊勢崎市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）を遵守してください。

(10) 取扱店の登録事項に変更があるときは、速やかに市に届け出てください。

（申請方法）

第7 取扱店の登録申請は、次の方法によって行うこととします。

(1) 申請方法

「いせさき商品券取扱店募集要領（以下「募集要領」という。）」に同意のうえ、「いせさき商品券取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、伊勢崎市商工労働課へ郵送、E-mail、FAX又は直接提出してください。

「いせさき商品券取扱店登録申請書」は伊勢崎市のホームページからダウンロードできるほか、商工労働課、各支所経済振興室の窓口でも配布します。

<伊勢崎市ホームページ> <http://www.city.isesaki.lg.jp/>

(2) 申請書の提出先

〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目410

伊勢崎市役所 商工労働課

TEL:0270-24-5111（直通 0270-27-8807）

FAX:0270-21-5730 E-mail:shoukou@city.isesaki.lg.jp

(3) 申請締切

① 第一次締切日 平成29年5月12日（金）

※第一次締切日までに登録申請のありました取扱店につきましては、市民向け募集チラシに店名が掲載されます。

② 第二次締切日 平成29年7月7日（金）

※第二次締切日までに登録申請のありました取扱店につきましては、商品券引換時に配布を予定する取扱店一覧に掲載されます。

③ 最終締切日 平成29年12月28日（木）

※第二締切日を過ぎてから登録申請のありました取扱店につきましては、市ホームページで随時更新を予定する取扱店一覧に掲載されます。

(4) 申請後の審査・承認

申請のあった事業者は、市の書類審査を経て、取扱店として承認されます。た

だし、この募集要領にある取扱店の参加資格を満たさない事業者は除きます。

※申請書に不備がある又は参加資格を満たさない事業者につきましては、市より連絡いたします。

(5) 関係書類・備品の配付

取扱店登録に係る関係書類・のぼり旗は準備ができ次第郵送します。ただし、のぼり旗を掲出するためのポール及び換金依頼書の追加については郵送できませんので、必要な方は平成29年7月3日（月）以降、午前9時から午後5時の間、商工労働課商品券窓口（市役所東館1階市民ホール）をお訪ねください。なお、土日祝日の配付は行いません。

(6) その他

伊勢崎市内に複数の店舗がある場合、個別の店舗毎に申請書を提出してください。

（商品券の換金）

第8 使用された商品券の換金については次の方法により行ってください。

(1) 換金方法

取扱店は、換金用の口座を有する市内の取次金融機関（別紙「取次金融機関一覧表」のとおり）において、「いせさき商品券取扱店登録証明書」を提示するとともに、いせさき商品券口座振替依頼書及び裏面の所定欄に取扱店名の記入された使用済み商品券を提出してください。

(2) 換金に必要なもの

- ① いせさき商品券取扱店登録証明書
- ② 使用済み商品券
- ③ いせさき商品券口座振替依頼書

(3) 換金期間

平成29年7月31日（月）から平成30年2月23日（金）まで

※換金の受付は平日のみ、取次金融機関の窓口営業時間内となります。

※上記期間を経過した換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

(4) 入金までの期間

換金申請を受けた週の翌週の水曜日までに入金することを基本とします。

※月曜日または火曜日が祝日の週は、1～2日程度入金が遅れることがあります。

※休日が連続する週は、一週間程度遅れる場合があります。

(5) その他

大型店は「大型店・一般商店併用券」のみ換金できます。

一般商店は「一般商店専用券」と「大型店・一般商店併用券」の両方を換金することができます。いせさき商品券口座振替依頼書に記入例に習って枚数を記入してください。

(取消)

第9 この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

(その他)

第10 この「募集要領」に記載されていない事項は、伊勢崎市商工労働課へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

伊勢崎市 商工労働課 商工振興係

〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目410

TEL:0270-24-5111 (直通 0270-27-8807)

いせさき商品券 取次金融機関一覧 (案)

平成29年4月1日現在

金融機関 コード	金融機関名	支店 コード	店 舗 名	金融機関 コード	金融機関名	支店 コード	店 舗 名
0128	群馬銀行	150	伊勢崎支店	1204	桐生信用金庫	018	国定支店
		151	伊勢崎西支店			022	伊勢崎支店
		152	境支店			031	伊勢崎西支店
		154	豊受支店			036	伊勢崎東支店
		155	伊勢崎南支店			037	伊勢崎南支店
		156	伊勢崎北支店			038	境支店
		157	赤堀支店			041	豊受支店
		158	あずま支店			043	赤堀支店
		159	伊勢崎市役所出張所	1211	しのめ信用金庫	051	伊勢崎支店
0129	足利銀行	204	伊勢崎支店	2143	あかぎ信用組合	001	伊勢崎営業部
0516	東和銀行	015	伊勢崎支店			002	豊受支店
		023	伊勢崎東支店			003	赤堀支店
		201	境支店			005	うえはす支店
		209	伊勢崎西支店			009	宮子支店
1206	アイオー 信用金庫	001	本店営業部	2149	ぐんまみらい 信用組合	001	東群馬営業部
		002	大手町支店			006	伊勢崎支店
		003	境支店	4652	佐波伊勢崎 農業協同組合	001	本店
		004	うえはす支店			002	北支店
		005	宮郷支店			005	中央支店
		006	北支店			006	南支店
		007	茂呂支店			009	みやごう支店
		008	あずま支店			010	あずま支店
		009	名和支店			013	さかい支店
		011	赤堀支店			018	あかぼり支店
		012	湊名支店				
		014	豊受支店			取次金融機関 (候補)	9
		019	TBSハウジング支店			市内店舗	51

※平成27年11月24日(火)よりぐんまみらい信用組合伊勢崎北支店、西支店が伊勢崎支店へ統合

※平成27年11月16日(月)よりあかぎ信用組合つなとり支店が伊勢崎営業部へ統合